

請願・陳情

9月定例会では、請願1件を新たに受理し、1件の取り下げを承認、1件を採択、2件を継続審査としました。陳情については新たに5件を受理しましたが、1件は取り下げとなり、4件については全議員及び執行機関に陳情文書表を配付しました。

採択した請願は次のとおりです。
また、継続審査となった請願は、下記の「一覧」とおりです。

医療的ケアを伴う障害児の進路保障について(請願)

養護学校の生徒の多様化、重度化が叫ばれるようになって20年近く、卒業時の本人の進路先は、医療的ケアを伴う障害児の進路先は、緑成会養育園通所部青年グループ「ういず」または近隣の重症心身障害者通所施設

意見書

9月定例会では、請願の採択に伴って、1件の意見書を可決し、関係機関へ送付しました。

意見書とは、地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめ、国会または関係行政庁等に文書で提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

障害者通所施設の医療的ケア実施について 制度整備を求める意見書

養護学校の生徒の多様化、重度化が叫ばれるようになって20

年近く、卒業時の進路先のニーズも多様化してきました。この20年間、肢体不自由児養護学校の在校生には医療的ケアを必要とする生徒がふえつつあります。小平市においては、医療的ケアを伴う障害児の進路先は、緑成会養育園通所部青年グループ「ういず」または近隣の重症心身障害者通所施設

一方、介護保険の導入以来、高齢者福祉を中心に在宅ケアを考える上でも同様の問題が起つており、家族・看護師以外による医療的ケアの実施を許容する方向へと議論が進められています。

障害のある人が地域で当たり前に暮らすためには、医療的ケアが必要な子どもたちの養護学校卒業後の進路先について、もっと広い選択肢を持ちたいという声が上がっています。このような声にこたえるためにも、通所施設で医療的ケアが養護学校と同様にできるような仕組みをつくる必要があります。

よって本市議会は国に対し、通所施設で家族・看護師以外による養護学校と同様の医療的ケアの実施が可能となるよう、速やかに制度を整備するよう強く求めます。

厚生労働大臣あて

閉会中の継続審査の請願一覧

- 生活文教委員会
- 請願第56号 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書の提出について
厚生委員会
- 請願第46号 小平市児童クラブの施設の改善について

請願・陳情を提出するには

市政などについて、直接市議会に要望できる制度として、請願と陳情があります。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。小平市議会では、原則として陳情は文書表の配付のみとなります。

市役所7階の議事事務局で受け付けています。郵送での受け付けはしません。定例会ごとの受け付けの締め切りについては、市議会だより1ページ下段の「今後の市議会の日程(予定)」をご覧ください。

詳細につきましては、議事事務局までお問い合わせください。

※道路、建物など場所に関するものは案内図をつけてください。

<書式例>

件名は、「〇〇〇〇について」と記入してください。

請願(陳情)理由・事項は、なるべくわかりやすく簡潔に記入してください。

請願には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。

提出年月日、請願(陳情)者の住所、団体名(あれば)、電話番号を記入し、氏名を署名または記名押印してください。

署名簿は、請願(陳情)書と一体(ひとつづき)にしてください。署名は、住所と氏名(自筆か、記名し押印したもの)が必要です。

件名 〇〇〇〇〇〇について

請願(陳情)理由

請願(陳情)事項

1. 2. 3.

紹介議員 氏名 (印) 平成 年 月 日

請願者(陳情者) 住所 氏名 (印) 電話番号

小平市議会議長 殿

署名簿

住所	氏名(印)

議会日誌

7月27日～10月25日
本会議、委員会、諸会議など

- 7月**
- 6日 9月定例会3日目(一般質問)
 - 7日 9月定例会4日目(一般質問)
 - 8日 9月定例会5日目(一般質問)
 - 12日 総務委員会
 - 13日 生活文教委員会
 - 14日 厚生委員会
 - 15日 建設委員会(市内視察あり)
 - 19日 都市基盤整備調査特別委員会(市内視察あり)
 - 20日 産業活性化調査特別委員会
 - 21日 幹事長会議
 - 22日 議会運営委員会
 - 27日 9月定例会最終日 議会報編集委員会
- 8月**
- 1日 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会
 - 21日 総務委員会(西東京市視察)
 - 22日 生活文教委員会(西多摩郡日の出町視察)
 - 23日 厚生委員会 全員協議会
 - 24日 建設委員会
 - 25日 幹事長会議
 - 30日 議会運営委員会
 - 31日 昭和病院組合議会臨時会
- 9月**
- 4日 9月定例会初日
 - 5日 9月定例会2日目(代表質問)
- 10月**
- 10日 一般会計決算特別委員会(12日まで)
 - 11日 幹事長会議(臨時)
 - 13日 特別会計決算特別委員会
 - 17日 議会報編集委員会
 - 23日 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会
 - 24日 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会

朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する声明(要旨)

小平市議会は昭和58年にすべての国の核兵器に反対し、人類永遠の平和を願うため、非核都市宣言を行いました。ところが、朝鮮民主主義人民共和国は10月9日、国際連合安全保障理事会議長声明や平和を願う多くの国々のたび重なる中止要請にもかかわらず、核実験を実施したと発表しました。これは世界で唯一の被爆国であり、核兵器の廃絶を基本とした世界の恒久平和の実現を願っている我が国の思いを全く無視した行為であります。

小平市議会は、今回の核実験に強く抗議するとともに、今後いかなる国の核実験並びに核兵器についても容認できないことを表明します。

平成18年10月11日

贈らない 求めない 受け取らない

議員は、選挙区内の人にあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出したり、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。受け取った人も罰せられます。

例えば

- お中元やお歳暮
- お祭りへの寄附や差し入れ
- 秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝いや香典
- 町内会の催し物や旅行会等への寸志や飲食物の差し入れ
- 入学祝いや卒業祝い
- 病氣見舞い
- 葬式の花輪や供花
- 落成式、開店祝いの花輪やお祝いなど

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

お知らせ

市議会だよりは、新聞折り込みと、公民館、図書館、地域センターなどの市の施設、市内の各駅、郵便局、JAなどで配布するほか、新聞未購読者には個別に郵送も行い、小平市ホームページにも掲載しています。

また、目の不自由な方には「カセット市議会だより」を発行しています。

ご希望の方は議事事務局までお申し込みください。

議場見学

- 《小学校3年生》
- 10月6日 三小107人
 - 10月17日 四小69人
 - 10月19日 花小金井小35人
 - 10月20日 十二小48人
 - 10月24日 十四小80人

あともがき

9月定例会では、各会派を代表して5人の議員から市政全般にわたる政策上の問題について代表質問がありました。

議会への関心と親しみを深めていただけるよう、わかりやすい紙面づくりに努めています。

お気づきの点がございましたら議事事務局にお寄せください。

〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地

☎042(346)9566

☎042(346)9567